

汚水排除量の認定に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市下水道条例（昭和52年条例第63号）第18条第1項第2号及び同項第3号並びに宮崎市農業集落排水処理施設条例（平成3年条例第42号）第11条第1項第2号及び同項第3号に規定する汚水排除量の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申告認定 水道水以外の水（以下「井水等」という。）のみを使用する場合又は水道水と井水等を併用して使用する場合の汚水排除量の認定をいう。
- (2) 減量認定 使用水量と汚水排除量が異なる場合に、公共下水道又は農業集落排水処理施設（以下「公共下水道等」という。）に排除されない水量（以下「減量水量」という。）の認定をいう。
- (3) 定量認定 一定水量の認定をいう。
- (4) 使用者 申告認定又は減量認定を受けようとする者をいう。
- (5) 計量メーター 使用者の負担において設置する申告認定又は減量認定のためのメーターをいう。

(計量メーターの基準等)

第3条 使用者は、宮崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）とあらかじめ協議のうえ、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第6章に規定する基準等に適合した計量メーターを設置するものとする。

2 申告認定及び減量認定は、計量メーターの水量によって行うものとする。

3 使用者は、第1項に規定する計量メーターを適正に維持管理するとともに、計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項に規定する検定証印の有効期間が満了するまでに交換し、交換後は管理者による確認を受けるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、計量法施行令第2条第9号ロに規定する排水流量計を使用する場合は、使用者は、次に掲げる書類を管理者に提出するものとする。

- (1) 排水流量計を使用する理由書
- (2) 排水流量計の仕様書
- (3) 確約書
- (4) その他管理者が必要と認めた書類

(汚水排除量の認定の事前協議)

第4条 使用者は、新たに第2条第1号に規定する申告認定を受けようとするとき若しくは申告認定の方法等に変更があるとき又は新たに第2条第2号に規定するの減量認定を受けようとするとき若しくは減量認定の方法等に変更があるときは、次に掲げる書面のうち必要な書面を提出のうえ管理者と事前に協議するものとする。

- (1) 水栓番号別の給水系統図及び排水系統図
- (2) 計量メーターの設置場所のわかる見取り図
- (3) 計量メーターの写真（指針、検定証印、計量メーターと背景がわかるもの）
- (4) 使用水が製品となる場合は、製品工程図
- (5) 計量メーターが設置できない場合は、その理由書
- (6) 次条第3号の適用を受けるときは、使用箇所別の使用人員
- (7) その他管理者が汚水排除量の認定のために必要と認めた書類

(計量メーターによらない申告認定)

第5条 第3条第2項の規定にかかわらず、下水道条例施行規程第15条第2項第4号ロの前段及び農集排水処理規程第7条第2項第4号ロの前段の規定により使用水量を算定する場合は、次の各号により汚水排除量を認定する。

- (1) 井水等の揚水ポンプに時間計を設置している場合は、検針日から次の検針日までの期間における時間計により計算した井水等の汲み上げ水量
- (2) 井水等の揚水ポンプに電力量計を設置している場合は、検針期間における電力量計により計算した井水等の汲み上げ水量
- (3) 使用人員によって汚水排除量の算定をする場合は、次表で算定した水量

算定式	$\text{汚水排除量} = \text{使用箇所別汚水排除量} \times \text{使用人員} \times \text{使用日数} \div 1,000$ <p>使用箇所が複数ある場合は、使用箇所ごとに算定した汚水排除量を合計した水量とする。ただし、算定した汚水排除量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、その端数水量を切り捨てるものとする。</p>	
	使用箇所別汚水排除量(1人1日あたり)	備考
	便所 : 21リットル	小 5リットル×3回 大 6リットル×1回
	風呂 : 70リットル	一般用浴室同等のものに限る
	洗濯 : 40リットル	
	洗面 : 10リットル	
	その他 : その都度協議する	

2 第3条第2項及び前項の規定にかかわらず、管理者は、定量認定が合理的な場合に限り定量認定とすることができる。ただし、使用者は、申請内容に変更があった場合は速やかに申し出るものとし、また変更がない場合でも年に1度は次条に規定する申請をするものとする。

(申告認定の申請及び申請期限)

第6条 使用者は、管理者が行う検針日から1週間以内に管理者に汚水排除量の申告認定申請書(様式1号)を提出するものとする。

(減量認定)

第7条 第3条第2項に規定する減量認定のための計量メーターの設置箇所は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) クーリングタワー又はボイラーに係る減量認定の場合は、クーリングタワー又はボイラーの補給水管に計量メーターを設置する。
- (2) 製品含有又は製品製造過程に係る減量認定の場合は、製品含有の水量又は製品製造過程における蒸発水などの水量を計量できる位置に計量メーターを設置する。
- (3) 地下浸透に係る減量認定の場合は、散水等で地下に浸透する水量を計量できる位置に計量メーターを設置する。
- (4) その他排除される汚水の一部又は全部が明らかに公共下水道等への排除がないと管理者が認める場合は、その水量を計量できる位置に計量メーターを設置する。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、汚水排除量を正確に計量できる場合は、排水口に計量メーターを設置する。

2 前項の規定にかかわらず、減量水量が計量メーターで計量することが困難であると管理者が認める場合で、減量水量が明確かつ合理的に把握できる書類等を提出できるときは、当該水量について減量水量として認定又は定量認定することができる。ただし、定量認定の場合において、使用者は、減量内容に変更があった場合は速やかに申し出るものとし、また変更がない場合でも年に1度は次条に規定する申請をするものとする。

(減量認定の申請及び申請期限)

第8条 使用者は、管理者が行う検針日に合わせて減量水量の算出を行うものとする。

2 減量認定の申請は、認定月の納入期限までに汚水排除量の減量認定申請書(様式2号)により管理者に申請するものとする。

(汚水排除量の決定)

第9条 管理者は、使用者から第6条及び前条第2項による申請があったときは、当該申請書等の内容その他必要事項を審査し、かつ、必要に応じて現地調査を行ったうえ、その可否を決定する。

(調査)

第10条 管理者が必要と認めた場合は、管理者は使用者へ管理者が必要と認めた書類の提出を求めることができる。

(認定の取消)

第11条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法により第9条に規定する認定の決定を受けたとき
- (2) 認定にかかる事項を無断で変更したとき
- (3) この要綱に定める義務を遵守しないとき
- (4) その他、管理者が特に必要があると認めるとき

(標準処理期間)

第12条 汚水排除量の認定における標準処理期間は、30日間とする。ただし、形式上の要件にかかる不備等の理由による補正に必要な期間は算入しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に廃止前の営業に伴う汚水排除量の減量の認定に関する取扱い要綱及び水道水以外の水の使用に伴う汚水排除量及び汚水量の認定に関する取扱い要綱の規定によってなされた許可、その他の行為はこの要綱の相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

汚水排除量の申告認定申請書

年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 (_____) _____

次のとおり、汚水排除量の申告認定を受けたいので申請します。

水栓番号	—		
水栓所在地	宮崎市		
事業種目			
使用水種	1. 地下水 2. 地下水と水道水との併用 3. その他 (_____)		
使用期間	年 月 ~ 年 月		
検定満期	年 月		
計測装置	私設メーター	ポンプ (時間計 or 電力計)	計測メーターがない場合
今回検針日	月 日	月 日	申告 汚水 量の 計算
指針 a	m ³	時間・kwh	
前回検針日	月 日	月 日	
指針 b	m ³	時間・kwh	
差引 a-b=c	m ³	時間・kwh	
備考	ポンプの性能		添付 書類
	型式		
	口径 d	mm	
	吐出 量 e	m ³ /分	
	揚程 f	m	
汚水量の算式			
申告汚水量			

給排水系統図/メーター写真
メーター設置場所の見取り図
製品含有の工程図
メーター未設置の理由書
箇所別の使用人員を明記した書類

課長	課長補佐	係長	係員	伺 い 宮崎市下水道条例第 18 条第 1 項第 2 号により、 下記のとおり汚水排除量を認定してよろしいか。
受付	月 日	起案	月 日	
				m ³ 円 (消費税 _____ 円)

汚水排除量の減量認定申請書

年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 (_____) _____

次のとおり、 年 月分の汚水排除量の減量認定を受けたいので申請します。

水 栓 番 号		—		
水栓所在地		宮崎市		
営 業 種 目				
減 量 内 容		1. クーリングタワー 2. ボイラー 3. 製品含有・製品製造過程 4. 地下浸透 5. 一部未接続 6. その他 (_____)		
メーター		メーター 1	メーター 2	メーター 3
補給側メーター	今回検針 a	月 日 ; m ³	月 日 ; m ³	月 日 ; m ³
	前回指針 b	月 日 ; m ³	月 日 ; m ³	月 日 ; m ³
	差引水量 a-b=c	m ³	m ³	m ³
排水側メーター	今回検針 d	月 日 ; m ³	月 日 ; m ³	月 日 ; m ³
	前回検針 e	月 日 ; m ³	月 日 ; m ³	月 日 ; m ³
	差引水量 d-e=f	m ³	m ³	m ³
減量水量 c-f=g		m ³	m ³	m ³
検定満期		年 月	年 月	年 月
メータ未設置の場合の減量水量				
添 付 書 類		給排水系統図/メーター設置場所の見取り図/メーター写真/製品含有の工程図 メーター未設置の理由書/箇所別の使用人員を明記した書類 基準外メーター設置理由書/メーター仕様書/確約書		

課 長	課補佐	係 長	係 員	伺い 宮崎市下水道条例第18条第1項第3号により、下記のとおり汚水排除量を減量認定してよろしいか。 当初調定 _____ m ³ _____ 円 減量水量及び減額 _____ m ³ _____ 円 減量認定後の使用料 _____ m ³ _____ 円
受付	月 日	起案	月 日	